

② 介護報酬の解釈 1 単位数表編

I-1 指定居宅サービス〔指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）等〕 ※サービス名横の【 】内は1単位数表編での掲載ページ数

1 訪問介護費【P184】

リ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、イからへまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・四の三
〔③〔法令編〕I-(3)掲載〕

◇介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老企第36号 第2の2(22)／(23)／(24)〕

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「**介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕）を参照すること。

2 訪問入浴介護費【P210】

ト 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・六の三
〔③〔法令編〕I-(3)掲載〕

◇介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老企第36号 第2の3(10)／(11)／(12)〕

訪問介護と同様であるので、2の(22)／2の(23)／2の(24)を参照されたい。

2の(22)／2の(23)／2の(24) 介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「**介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕）を参照すること。

6 通所介護費【P312】

ト 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・二十四の三〔③〔法令編〕I-(3)掲載〕

◇介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老企第36号 第2の7(25)／(26)／(27)〕

訪問介護と同様であるので、2の(22)/2の(23)/2の(24)を参照されたい。

2の(22)/2の(23)/2の(24) 介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「**介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕）を参照すること。

7 通所リハビリテーション費【P371】

チ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、イからホまでにより算定した単位数の**1000分の10**に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・三十四の三〔③〔法令編〕I-(3)掲載〕

◇介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老企第36号 第2の8(29)/(30)/(31)〕

訪問介護と同様であるので、2の(22)/2の(23)/2の(24)を参照されたい。

2の(22)/2の(23)/2の(24) 介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「**介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕）を参照すること。

※(31)の新設により、以降、項番を1ずつ繰り下げる。

8 短期入所生活介護費【P406】

リ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、イからへまでにより算定した単位数の**1000分の16**に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・三十九の三〔③〔法令編〕I-(3)掲載〕

◇介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老企第40号 第2の2(22)/(23)/(24)〕

介護職員処遇改善加算/介護職員等特定処遇改善加算/介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「**介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕）を参照すること。

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費【P432】

(1) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基

利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数を所定単位数に加算する。

【準】→大臣基準告示・四十一の三〔③〔法令編〕I-(3)掲載〕

◇介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老企第40号 第2の3(16)／(17)／(18)〕

2の(22)／(23)／(24)を準用する。

2の(22)／2の(23)／2の(24) 介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「**介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕）を参照すること。

9 短期入所療養介護費

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費【P456】

(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・四十一の三〔③〔法令編〕I-(3)掲載〕

◇介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老企第40号 第2の3(16)／(17)／(18)〕

2の(22)／(23)／(24)を準用する。

2の(22)／2の(23)／2の(24) 介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「**介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-(2)〕）を参照すること。

9 短期入所療養介護費

ハ 診療所における短期入所療養介護費【P472】

(10) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・四十一の三〔③〔法令編〕I-(3)掲載〕

◇介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老企第40号 第2の3(16)／(17)／(18)〕

2の(22)／(23)／(24)を準用する。

2の(22)／2の(23)／2の(24) 介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、

別途通知（「**介護職員処遇改善加算，介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕）を参照すること。

9 短期入所療養介護費

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

【P482】

(10) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(7)までにより算定した単位数の**1000分の5**に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・四十一の三〔③〔法令編〕I-(3)掲載〕

◇**介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について**〔老企第40号 第2の3(16)／(17)／(18)〕

2の(22)／(23)／(24)を準用する。

2の(22)／2の(23)／2の(24) **介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について**

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「**介護職員処遇改善加算，介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕）を参照すること。

9 短期入所療養介護費

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費【P508】

(16) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(13)までにより算定した単位数の**1000分の5**に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・四十一の三〔③〔法令編〕I-(3)掲載〕

◇**介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について**〔老企第40号 第2の3(16)／(17)／(18)〕

2の(22)／(23)／(24)を準用する。

2の(22)／2の(23)／2の(24) **介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について**

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「**介護職員処遇改善加算，介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕）を参照すること。

10 特定施設入居者生活介護費【P536】

ヌ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施

※区分支給限度基準額の算定対象外

しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、イからトまでにより算定した単位数の 1000 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・四十四の三〔③〔法令編〕I-3〕掲載

◇介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老企第 40 号 第 2 の 4 (19)／(20)／(21)〕

2 の (22)／(23)／(24) を準用する。

2 の (22)／2 の (23)／2 の (24) 介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「**介護職員処遇改善加算，介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」〔令和 4 年 6 月 21 日老発 0621 第 1 号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕）を参照すること。